

法曹養成制度の抜本的な見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後とも法的需要が増加し続けるものと見込んで、当時年間1千人程度であった司法試験合格者数を22年頃には年間3千人程度とすることを旨とする等の目標を掲げた「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

その後、司法試験合格者数は、19年以降2千人超で推移しているが、法的需要は想定されたほど増加せず、また、本計画において必要な増員を行うとされていた裁判官及び検察官は、さしたる増員もされないまま今日に至っている。そのため、13年に約1万8千人だった弁護士人口は、25年末には3万5千人を超え、裁判官及び検察官人口と弁護士人口との不均衡が顕著なものとなっている。

また、司法修習期間が半減したことや司法修習を終了しても法曹として自立するために必要な仕事や経験を積む機会が十分確保されないことによる弁護士の資質低下も危惧される。その上、司法修習生に対する「給費制」が廃止され、「貸与制」に移行した結果、新規に登録した時点で多額の負債を抱える弁護士が多数生じている。

弁護士人口の激増による競争激化と相まって、このままでは需要と供給のバランスは崩れ、無用な訴訟への誘導が行われるなど、行き過ぎた「訴訟社会」を招来する危険性も指摘されている。このまま現状を放置すれば、司法のユーザーである市民が不利益を被ることになる。

よって、本市議会は国に対し、法曹の質と市民の利益を適正に確保するとの観点から、社会情勢に伴う法的需要とバランスのとれた法曹人口になるよう、法曹養成制度全体の抜本的見直しを行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

あて

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長